

## 住民監査請求書

岩手県監査委員殿

### 1. 請求の趣旨

岩手県知事に対し、がれきの広域処理に関する違法な公金の支出に対し、地方自治法第 242 条の第 1 項に基づき住民監査を行い、当該行為を防止し、当該契約を是正することを求める。

### 2. 請求の理由

なお、本件は先に同趣旨で住民監査請求を行った。しかしながら請求から一月後に「却下」の通知を受けた。しかし補正を命ずることなく「却下」することは違法であるという考えが通用している中、また最高裁判例平成 10. 12. 18「適法な監査請求を却下した場合の再度の住民監査請求を行うことができる」に基づき、一部添削して再度の住民監査請求を行うものである。

#### 2. 1 岩手県が結んだ広域化委託契約とその内容

##### (1) 岩手県と大阪府、大阪市との広域化委託契約

2012 年 8 月 3 日、岩手県と大阪府及び大阪市は、被災地である岩手県の早期復旧に必要な被災地の廃棄物の処理を、安全性を確保し相互に協力して実施するための基本的な事項について基本合意書を結んだ。

2012 年 11 月 13 日、大阪府は岩手県と災害廃棄物処理業務委託契約書（甲第 7 号証：災害廃棄物処理業務委託契約書）を「委託業務名：災害廃棄物処理業務（宮古地区）」「委託期間：平成 24 年 11 月 13 日から平成 25 年 3 月 31 日まで」「委託料 285,250,792 円（税込）」を締結した。

なお同契約書(甲第 2 号証)別紙には、委託料の内訳が記載され、運搬費 145,103,458 円 処理処分費 88,413,400 円、借り上げ料 28,271,614 円、放射能測定費 10,860,307 円、事務費 12,602,013 円となっている。運搬費だけで約半分を占める。

この契約第 2 条において、必要な業務について「再委託」を行う旨を記載し、再委託先として、次のように明示した。

「一 運送事業者 災害廃棄物の藤原埠頭から大阪市環境局舞洲工場までの間の運搬」

「二 大阪市 災害廃棄物の焼却処理及びその焼却灰の埋め立て処分」

2012 年 11 月 22 日、大阪府と大阪市は、大阪府が岩手県から受託した一般廃棄物の処理業務に関して契約を締結し、第 3 条において、大阪市が廃棄物を「舞洲工場で焼却し、その焼却灰を北港処分地に運搬し、埋め立てする。」こと、第 4 条でその契約期間は、「契約日から平成 25 年 3 月 31 日までの間とする」このほか処理委託する廃棄物は「木くずを中心とした可燃物」とし、その計画数量は、「6,100 トン」とすること、業務委託料を「94,623,698 円」とすることなどを契約した。(甲第 7 号証：廃棄物処理業務委託契約書)

要するに、岩手県宮古地区（宮古市、岩泉町、田野畑村）の 3 市町村で発生した災害廃棄物（＝一般廃棄物）について、3 市町村が処理する責任がある。そのため、当該市町村が処理した上で、処理できない分を岩手県に委託（事務委託）し、岩手県は、その廃棄物の処理を大阪府に処理委託した。

大阪府は、運送事業者から岩手県から大阪市の舞洲工場までの運送を「再委託」し、大阪府には、舞洲工場に運ばれた廃棄物の焼却と埋め立て処分を「再委託」した。

大阪府は、災害廃棄物を舞洲工場で焼却した後の焼却残滓と焼却灰の運搬処分を、業務委託契約書（甲第 9 号証）で今里衛生協同組合に委託している。また埋め立て処分を契約変更承諾書（甲第 10 号証）でショベル工業株式会社に委託している。

この契約の下に、大阪府と大阪府は、岩手県宮古地区のがれきを、今年 2 月から処理を始めた。

業務完了に伴う支払いは、契約書(甲第 7 号証、甲第 8 号証)によれば、契約に基づき業務を進めたときには、

- i) 大阪府は、委託先の大阪市や委託運送事業者から業務完了報告書を受け、確認検査の後、委託料を支払う。
- ii) 大阪府は、業務完了報告書を作成し、岩手県に提出し、岩手県の確認検査を受けた後、岩手県から支払いを受ける。

また岩手県は、環境省から補助金の支払いを受けた被災市町村から受領した補助金を、大阪府に支払い、大阪府は、再委託先に支払い、大阪府はさらに再々委託先に支払う形をとる。

平成 25 年度についても岩手県から大阪府・大阪市への広域化は予算立てされている。

なお大阪市、大阪府への今回の支払いの原資は、環境省の交付金となっているが、交付金は、被災自治体と受け入れ自治体の間の委託契約があれば、支給されるのかということそうではない。

## (2) 岩手県と富山県、富山広域組合他との処理委託契約

岩手県と富山県は、災害廃棄物の広域処理の基本的枠組みに関する覚書を交わし、試験焼却の後に今年 4 月から岩手県の山田町・大槌町から木くずを主体とする可燃物の受け入れを本格的に行おうとしていることが新聞報道された。

岩手県は、山田町からのがれきの事務委託を受け、岩手県は、富山県に処理委託し、富山県は下記自治体（1 市 2 組合）に再委託した。

- i) 富山地区広域組合
- ii) 高岡市
- iii) 新川広域事務組合

また 4 月 26 日から高岡市が本格受け入れすることを発表した。

## 2. 2 広域化の法令的背景

### (1) 被災市町村が処理責任

震災がれきの広域化処理は、国の旗振りによって進められてきたが、国がこの広域化

処理を行うのではない。

震災がれき（震災廃棄物）は、廃棄物処理法上は、事業者が処理責任を負う産業廃棄物を除き、一般廃棄物として定義される。市町村は、その区域内から発生した一般廃棄物を、「生活環境の保全上支障が生じないうちに収集し、これを運搬し処分しなければならない」（廃棄物処理法第6条の二）とあり、被災自治体（市町村）が処理責任を負う。

従って広域化は、処理責任を負う被災市町村が、処理できない分を他の自治体に委託するという形で行われる。

委託には、自治法上の事務委託と廃棄物処理法上の処理委託があるが、今回の場合、被災市町村が処理できない分を、当該被災県に事務委託し、委託を受けて被災県が、他の都道府県やその他の財団法人に処理委託するという形を取っている。

このため、広域化は被災自治体と受け入れ自治体による委託契約の下に行われ、処理費用は、国の交付金（補助金）によって賄われる仕組みとなっている。

## （2）広域化の基準ないし指標

被災自治体が行うがれきの処理については、自区内で行うもの、広域化をするものを問わず、環境省が定めた期限内（H26年3月31日）で行うものについては、ほぼ100%の交付金が支給される。

震災がれきについて被災市町村に処理責任があることから言っても、広域化にあたっては、被災自治体での処理が前提となり、被災自治体で処理できない分を広域化するというのが広域化にあたっての大原則になる。

実際処理費用という点で考えても、一般的には自区内で処理するものに比べて、広域化は運送費が余計にかかり、これらを交付金で賄うとなれば、一定の制限が設けられるのは、必然の流れと言える。

交付金を支給する側の環境省は、それについて以下のように発表している。

環境省の「損壊家屋等の処理の進め方指針」（環境省資料H23. 3. 29）では、「市町村内の中間処理施設での処理可能量が処理必要量を下回っている時には市町村外の中間処理施設の処理の可能性を検討する」。

環境省マスタープラン（H23. 5. 16）「4. 処理方法」「（2）広域化処理の必要性」では、「東日本大震災では、膨大な量の災害廃棄物が発生しているが、被災地では処理能力が不足していることから、被災地以外の施設を活用した広域処理も必要」。

また被災自治体の岩手県は、環境省の「東日本大震災に係わる災害廃棄物の処理工程表」（2012年8月7日）のなかで「平成26年3月末までの処理完了を目指し、・・・県内処理を最大限進めているが、なお処理が間に合わない分について、広域化処理を活用する」としている。（甲第1号証：東日本大震災に係わる災害廃棄物の処理工程表、環境省（2012年8月7日））

また過日の総選挙にあたり、達増岩手県知事は、「・・・県内の処理施設だけでは、期限内に処理することができないことからどうしても広域処理をお願いせざるを得ない状況となっている。」と語っている。（岩手県知事からの回答）

要するにこれらの文書が示す広域化の条件は、「期日までに処理するために」「被災地の処理能力では不足し、不可能な時に」広域化をすとなっている。

### (3) 補助金等適正化法

被災自治体は、交付金の支給を受けるために、震災がれきの処理にあたってはまず、環境省に対して交付金の申請書を提出する。

環境省は、それが妥当な場合には、その旨「査定」する。環境省の査定を受けた当該自治体は、がれきの処理事業を行い、事業にかかわった業者に支払いを済ませ、改めて交付金の支給を申請する。

被災自治体の震災がれき処理に対してほぼ 100%交付金が支給されるとしても、このような手続きが取られ、業者に支払いを済ませた後、当該自治体から交付金の支給申請が行われ、交付金を支給するかどうかを環境省が判断したうえで、交付金が支給される。

その際「補助金等に係わる予算の執行の適正化に関する法律」第六条では、次のように定めている。

『各省各庁の長は、補助金等の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該申請に係る補助金等の交付が法令及び予算で定めるところに違反しないかどうか、補助事業等の目的及び内容が適正であるかどうか、金額の算定に誤がないかどうか等を調査し、補助金等を交付すべきものと認めるときは、すみやかに補助金等の交付の決定（契約の承諾の決定を含む。以下同じ。）をしなければならない。』

このようにがれきの広域化事業は、被災自治体の側でがれきの処理に困り、そのがれきの処理が進まなければ、被災地の復興が進まないという点を考えた受け入れ自治体による支援策である。

補助金適正化法に従えば、今回の広域化事業が、本来の趣旨を踏まえて行われているのか問うことになり、目的が法に違背しないか、合理性があるのか？が問われ、それに適合しなければ、交付金が支給されなくなる。

## 2. 3 被災地のがれき処理の実態—10 倍の開き

被災地のがれきの処理は、一定の条件で交付金が 100%支給される形で進められている。しかし環境省は、下記のNHK報道に見るように、交付金の支給に明確な基準を設けていないことが分かった。したがって被災自治体が、環境省の交付金の「査定」を受けているといっても、受け入れ自治体による独自の検証が必要になる。

2012年9月9日NHKで『がれき処理費用自治体間で10倍の差』が報道された（甲第

2号証)。

NHKによると今回広域化を進めてきた宮城県及び岩手県の沿岸部にある27の市町村でがれき1トン当たりの処理経費を調べ、その結果平均で約4万5千円で、阪神・淡路大震災の2倍を超えていた事実と、最大が岩手県大槌町の9万7千円、次いで岩手県田野畑村の8万5千円、宮城県石巻市の7万1千円だったことを報告している。

一方コストが安かった自治体は、東松島市が9千6百円。宮城県利府町が2万1千円と実際に10倍の開きがあった。

これらはいずれも環境省からの交付金で100%補助されるが、図らずも、がれきの処理について環境省は基準すら作らず、自治体任せで交付金を支給してきた実態が明らかになった。

交付金は国民の税金によって賄われる。しかし被災地のやることはすべてOKと言うようなやり方では、結局必要などころにお金が回らず、無駄な金が使われることになる。

通常、補助金はそのようなことがないように、自治体が自ら予算立てし、使ったお金の20%~30%を補助支給するという形を取り、余分な金を使わず自主規制できる仕組みになっている。しかし今回はがれきの処理費に使ったお金の100%を交付金支給する仕組みであり、その意味では、環境省サイドで基準を設け、無駄使いを規制することが必要だった。

ところが費用に10倍の開きがあるように、何の手立ても行っていなかった。この点からもがれきの広域化の必要性について検証が必要である。

## 2. 4 環境省主導の広域化事業が終息しつつある

### (1) 宮城県の広域化の終息

全国広域化の9割を占めていた宮城県の動きとしては、発表のたびにがれきの量が削減された。

\*2012年5月21日、環境省が がれきの推計量の見直しを行った。その結果約1/4下方修正した(表2)。(岩手県については、土砂を含めて増加としていたが、しかし広域化の対象としていた柱材、角材は、約35%、可燃物については約40%下方修正)。

同日環境省リサイクル対策部が、広域化予測量を発表し、宮城県については、16都府県に広域化を図るとしていた。(甲第3号証)

\*2012年8月7日、2か月半後、後環境省が「工程表」(甲第1号証)を発表し、北九州市、東京都、茨城県を除き他は実質終息というめまぐるしい動きを見せた。

\*2013年1月10日、今年になって次の事実が発表される。

イ) 宮城県の副知事が北九州市を訪れ、がれきの持ち込みは今年3月31日で終了し、予定していた25年度分は県内で処理できると通告し、がれきの北九州市への持ち込みを終了する宣言を行った。

ロ) 同じ日、宮城県は、北九州市だけでなく、東京都、茨城県についても、25年度分は終了する記者発表を行った。(甲第4号証:「可燃性廃棄物(焼却)の広域処理の見通しについて」(H24.12現在)宮城県発2013年1月10日記者発表)

つまり、この発表によって宮城県発のがれきの広域化は、終息宣言を行った。

がれきの広域化政策自体、少なくとも宮城県で見る限りこの半年を掛けて徐々に修正し、今年になって終息宣言を行うという事態に収まったといえる。

突然の終息宣言の理由として、宮城県は昨年 11 月から見直しを行い昨年 12 月末に分かったこととして、次の点を示した。

- ・宮城県全体で 213 万トンの予定が 153 万トンに、約 60 万トン減。
- ・石巻ブロックとして 141 万トンの予定が 90 万トンに、約 51 万トン減。

その結果、県内処理が可能になったと発表した。

しかし宮城県は、昨年 9 月議会でゼネコンに委託していたがれき量を当初の 55%削減し、広域化対象にしていた木くずも約 100 万トン下方修正していた（表 1）。

北九州市や東京多摩地区と新たに契約を結ぶ段階で、このようのがれきの広域化が必要ないことが分かっていたはずである。がれきの広域化を進める上で、必須の条件として、被災自治体で処理できないということがある。北九州市や東京都（三多摩地区）にそれぞれ 2 万 3 千トン、1 万 1 千トン契約したが、県内での業務委託量を数百万トン減らしながら、その 1%にも満たない量を広域化したこと自体、筋が通らない委託契約でしかなかった。

費用の点でも、1 トン当たり、北九州市で約 7 万 6 千円、東京都で 6 万 1 千円である。鹿島 J V とは約 2 万円で契約を結んでいたため、安く結んでいた契約を解消し、北九州市と東京都（三多摩地区）との間で、高い契約で契約し直すということになっていた。誰が考えても理屈に通らない北九州市と東京都との契約である。

これでは、宮城県が終息に至った経過を考えると、宮城県と北九州市、東京都の委託事業が、補助金適正化法で検証された時、交付金（=補助金）が、予定通りに支給されるとは考えられず、その分自治体の損害となることが考えられる。

この点を宮城県民による住民監査（2012 年 11 月 30 日）で指摘され終息宣言に至ったが、岩手県はこの点を他山の石として振り返り、岩手県も同様の事がないか確かめる必要はないか？

## （2）がれきの広域化に当たっての国家予算は、架空の瓦礫を予算化

基準を設けることを怠った環境省は、広域化予算を成立させるに当たって、架空のがれきを根拠にしていたことが分かった。

この問題について、事実解明が進み、国会などでも取り上げられてゆけば、広域化政策自体の行方が曖昧になる。受け入れ自治体として独自の検証が必要である。

がれきの広域化は、当初宮城県と岩手県両県で、400 万トンが必要と発表された。宮城県はその内約 9 割を占め 344 万トン、岩手県は 57 万トンと発表され、昨年 3 月 16 日には、総理大臣名と環境大臣名での広域化要請が都道府県知事あてに通知された。

この予算措置がなされたのは、一昨年の 11 月 21 日、第 3 次復興予算の成立による。

明らかになった大変な事実とは、宮城県の石巻ブロックは、広域化予定量のほぼ大半を占める 293 万トンを算定していたが、宮城県が石巻ブロック（石巻市、女川町、東松

島市)の3市町から委託されていた685万トン、国家予算成立前の9月16日に、全量鹿島JV(ジョイントベンチャー)に業務委託していたという事実である。(表1参照)

宮城県には、11月21日の時点では、石巻ブロックとして広域に回すが見込みは、1トンすらなかった。つまり、国家予算として前提とした293万トンは、全くの架空の数字であった。その他宮城県は、石巻ブロックだけでなく、他の3ブロックも複数のゼネコンからなるJVに全量委託し、宮城県発の344万トン自体が架空の数字だったということである。

この件は、昨年週刊金曜日でも取り上げられた。(「がれきの広域化処理も復興予算の流用だ」2012年11月23日号)

被災地への交付金の支給の仕組みから言うと、石巻ブロックの鹿島JV他、宮城県全域のゼネコンJVへの業務委託分は、交付金から支給される。そのため、国家予算に計上された344万トンは、2重に計上されることになり、そのまま予算通りに広域化が進められていけば、国家予算の詐取行為として刑事事件になったような大問題である。

広域化処理に1トン当たり7万円弱かかると仮定し、約2,500億円にも上る架空の広域化予算を計上したこの事件は、宮城県石巻ブロックからがれきを運んだ北九州市の市民検討委員会や住民の知るところとなり、宮城県や北九州市への通知や訴えとして事件が発展した。

その結果、宮城県は、昨年9月議会でゼネコンとの契約を変更した。(宮城県HP (<http://www.pref.miyagi.jp/uploaded/attachment/91313.pdf>))(表1)

同週刊金曜日の記事によると、昨年10月26日村井嘉浩宮城県知事は「2重契約の誹りを受けることにならないか」の問いに、「鹿島JVによる処理対象量が、減少する分(のがれき)は、当然のことながら契約変更によって調整されており、その結果2重に払うことはない」と答えている。

問わず語りに契約変更前は、2重契約の違法を犯していたことを明らかにしたと言える。

このように今回環境省が旗振りを行ったがれきの広域化は、これらの事実から広域化予算が成立した時点で、少なくとも約9割が、架空計上された予算であり、この点は今後国会等での事実解明が進めば、予算自身の見直しや交付金支給の見直しの可能性すらある。司直の検証が入れば、この点の可能性がもっと強まることになる。

## 2. 5 請求の理由要点

上述のように、「被災自治体が必要と言っている」という指標の下では進められない事態にある。交付金の支給に当たっては、「被災自治体で本当に処理できないのか」「補助金等適正化法で問われる事業の目的に合っているのかなど」の要件を満たしていることが必要となる。その点を十分満足した委託契約になっているか。その点を具体的に検証しながら請求理由とする。

### 2. 5. 1 岩手県の広域がれきを巡る周囲状況

宮城県だけでなく岩手県でも見過ごすことのできない事態が起きている。

環境省のがれきの見直し（2012年5月21日）以降も、岩手県でも広域化必要量が再三にわたって下方修正されて来た。

見直し後に発表された環境省の担当部署であるリサイクル対策部が「災害廃棄物推進量の見直し及びこれを踏まえた広域処理の推進について」（H24年5月21日）で発表した広域化予定量は、約2か月後に発表された「工程表」（甲第5号証）では、大きく下方修正された。

富山県←山田町：5万トンから1万トンに。

大阪市←宮古地区：18万トンから3.6万トンに。

静岡県←山田町&大槌町：7.7万トンから2.35万トン

埼玉県←野田村：5万トンから1万トン

各自治体とも2か月で2割から3割に減っている。減ったのが2～3割でも問題になるのが、減ったのが7～8割である。計画そのものの見直しに入らなければならない減り方である。しかし岩手県も環境省もその点については、説明さえしていない。計画がいかにかに適当だったかは、岩手県も宮城県に負けないレベルだ。

#### （1）埼玉県への岩手県野田村からの広域がれき量は減って終息

埼玉県 HP（甲第5号証）によると野田村からのがれきは、昨年9月6日から持ち込まれ、上述したように1万トン进行处理する予定が、次のように発表されている。「平成24年9月6日から平成25年度までの2年を予定していましたが、岩手県野田村周辺の木くず量が当初見込みよりも大幅に減ったため、上記期間（平成24年9月6日から平成24年12月25日）で受け入れを終了しました。」

そしてこの間の受け入れ量は、試験焼却分を除き、1065トンと言う発表であった。つまり契約開始後予定していた量の10分の1になったというのである。

環境省が、昨年5月に発表した数量から言うと約50分の1に減ったということであり、土砂が付着した分を見誤ったとかいう理由が述べられている。

#### （2）岩手県（山田町・大槌町）から静岡県へのがれき広域化も終息

岩手県（山田町・大槌町）から静岡県へのがれき広域化も終息することが発表された。今年1月22日、静岡新聞が岩手県から静岡県に持ち込まれる予定のがれきも予定の木屑が減り、今年度で終息することを報道した。この点を1月24日岩手県に確かめると事実として認めた。岩手県の発表としてここでも当初の77,000トンから23,000トンそして3,500トンと処理予定量が減っている。

#### （3）岩手県野田村から秋田市へのがれき広域化も終息

秋田市では、岩手県野田村からの可燃物のがれきについて、当初の推計より量が減り、岩手県内での処理が可能になったことから、平成25年4月15日に中止した。同年3月末に25年度予算に計上し、2週間後の出来事である。

### 2. 5. 2 測定データの誤りは、誤差の範囲を超えている

以上のように、岩手県のがれきの広域化に関連する市町村のがれき量は、軒並み大幅に削減されている。一番特徴的な埼玉県の場合、埼玉県のホームページ(甲5)では、土



砂が付着した分を見誤った等という理由が述べられているが、もはや釈明できるレベルの問題ではない。半年で50分の1、3ヶ月弱で、量が10分の1。がれきの広域化計画は、ざるで水をすくう様な実態であることが分かる。

そもそも最初から広域化をする必要はなかったということになる。しかしながら、岩手県は、宮古地区から大阪府にがれきを広域化するとし、今年2月から大阪に搬出している。高岡市には4月26日に搬入予定である。岩手県の担当者に「現在広域化を予定しているところで野田村のようなところは無いのか？」と聞くと「現在数量を見直し中」と言うことである。では、見直してから広域化の必要があるのかを判断するのが先ではないか？

## 2. 5. 3 岩手県のがれき広域化契約にあたっての具体的問題点

### (1) 木くずが無いのに「木くずを主にした可燃物」を送ることが可能か？

現在、秋田県と富山県へ、それぞれ野田村と山田町・大槌町から「木くずを主にした可燃物」を持ち込み、持ち込む予定である。しかし少なくとも両町村の木くずは、広域化の必要が無くなったと終息宣言を行っている。

「木くずを主にした可燃物」というのは、国語的な意味からは、少なくとも木くずが過半を占めなければならないが、その「木くず」がない中で、「木くずを主にした可燃物」を用意することは、神でも不可能なことである。

### (2) 同じ調査会社の誤った調査結果に基づく広域化必要量の検証の欠如

埼玉県、静岡県を1年前倒しに終息したのは、がれきの再調査の結果、木くずや可燃物が極端に減っている事実が分かったということが、岩手県のHPで述べられている。その調査をしたのは、岩手県が市町村から委託を受けた野田村、山田町、大槌町、宮古地区とも同じ「応用地質(株)」と言うことであった。

そうだとしたら、秋田県、富山県、大阪に持って行く分も同様に調査すれば極端に減ることが予想される。実際岩手県の担当部署は、「処理必要量」「県内処理可能量」「広域化必要量」について、「現在調査中」「精査中」と答えている。(甲第6号証)

岩手県は、必要量を換算せず、広域化が必要なのかを検証していない。広域化を行う違法処理を行っている。

### (3) 岩手県内の処理能力の検討を欠いた広域処理

昨年の岩手県の県内での処理可能量は、岩手県発表の「岩手県詳細計画・改訂版」(2012年5月)のP49には、岩手県では、

- i) 既設の清掃工場の焼却炉 日量 225 トン
- ii) 仮設焼却炉 日量 195 トン
- iii) セメント工場での処理 日量 770 トン

と日量1,190トン処理できることが示されている。

すでに埼玉県に持ち込んだ野田村の広域化必要量は、1/10に、静岡県に持ち込んだ山田町・大槌町のがれき量は、1/7になり、そのようながれき量の減り方から考えて、日量1,190トン処理した時、県内処理で処理できるかを算定するのは、広域化処理を進める自

治体として、まずやらなければならない不可欠な算定作業である。

そのような作業をせず、広域化を進めることは、明らかに一般廃棄物の処理は市町村（今回は事務委託を受けている岩手県）の責務であるという法令上の定めにもそむいている疑義がある。（ちなみに大阪に運ぶ分 6,100 トンは、これで計算すると 6 日分であり、富山へは、富山地区広域圏事務組合への 3,000 トンは 3 日分、高岡市への 1,700 トンは 2 日分である。）

#### (4) 禁止されている再々委託の契約書が明らかになった

岩手県から大阪府・大阪市への委託は、岩手県からの処理委託を受けた大阪府が、再委託先として岩手県から大阪市の舞洲清掃工場まで運送する運輸業者と焼却と埋め立て処分する大阪府を、岩手県との契約書で指定している。（甲第 7 号証）（甲第 8 号証）

ところが、大阪府は、災害廃棄物を舞洲工場で焼却した後の焼却残渣と焼却灰の運搬処分を、業務委託契約書（甲第 9 号証）で今里衛生協同組合に委託し、また埋め立て処分を契約変更承諾書（甲第 10 号証）でショベル工業株式会社に委託している。

そしてこの委託にあたっての仕様書を「災害廃棄物等の焼却によって生じた焼却残渣処分 業務委託（概算契約）」（甲第 11 号証）としてまとめていた。

通常廃棄物処理法では、再委託は禁止されている（廃棄物処理法施行令 4 条の 3 号）が、今回の震災廃棄物の場合政令（H23、政令第 215 号）に基づき再委託が行われていた。しかしこの震災廃棄物についても再々委託は、法令で禁止されていた。

岩手県からの大阪府への委託は、大阪府に再委託した後、さらに 2 業者（今里衛生協同組合、ショベル工業株式会社）に再々委託し、この契約書自体、廃棄物処理法の法令に違反し、地方自治法第 2 条 15 項「自治体は法令に反する事業を行ってはならない」に違反する。

したがってこのような事業の推進は、自治法の違反であり、また交付金を得ることができないことから自治体の損失をもたらす。即刻中止すべきである。

#### (5) 広域化必要量は、実質的な根拠をもたない。

がれきの広域化関連の情報を、住民が岩手県に情報開示請求で求めていたところ、開示された岩手県作成の「広域化必要量の一覧表」は、黒塗りして提出されるという前代未聞の対応があった（甲第 12 号証）。

これらは、岩手県の情報公開条例に照らしても、違法な対応である。

またこの「報告データ」は、調査委託業者から岩手県、そして岩手県から環境省へと報告され、環境省の「工程表」の根拠となっていることが分かっている。この「報告データ」は拡大すると下段欄外に広域処理合計量があらわれ、数量を引き合わせる事ができた。

しかしながら、岩手県から環境省に宛てた通達（甲第 13 号証）に記載された（平成 25 年 1 月 24 日付）広域処理必要量を比較すると、数量があわないばかりでなく、平成 24 年 12 月の資料より広域処理が必要ながれきの数量が多く書かれている箇所が多数あった（甲第 14 号証）。本来なら 12 月のデータと一致または処理が進んで数量が減っているべきところを、数量が多くなっているということは、環境省が発表している工程表の示

している数字に全く根拠がない可能性が出たといえる。

環境省の「工程表」の根拠データが、実測に基づく「報告データ」でないとしたら、公文書偽造の疑いがある事態であり、岩手県は今回墨塗りで提出した一覧表と環境省に提出していた「広域処理必要量」のデータを2重に持っていたことになり、2重帳簿化していた可能性がある。

## 2. 6 総まとめ

被災自治体では、多くの方が未だ避難生活や仮設住宅住まいをし、事業再開のめどの立っていない人がいる。復興資金は、どれだけあっても足りないような状況にある。そうした中で、運送費が大半を占めるような無駄ながれきの広域化が行われるのは許されない。

また、今回週刊ポストのスクープで報道された「災害瓦礫受け入れ『表明して撤回』でも178億円」（甲第15号証）では、復興資金から予算組みされている補助金を、廃棄物処理施設の整備費に充当する動きが批判されている。絆キャンペーンといいながら被災地におけるがれきの処理の動向に係わりなく、がれきの受け入れを進めるのは、結局自分の自治体の整備費に当てるためであった。このようなことも許されてよいわけでない。

広域化計画の約9割を占めていた宮城県が終息する中で、なぜ岩手県が終息しないのか見解すら発表されていない。今回の広域化事業は、このように国家的な詐取行為の中で進められてきた。自治体の違法行為に目を光らせ、無駄な金が使われないようにしなければならなかった環境省が、不正に広域化政策を進めていたこともあって、がれきの広域化量は、時間の経過とともに、次々と変更され、数値的な根拠にも乏しい。

この事実を隠し、またよく確かめず、費用が高い広域処理契約を進めるのは、自治体として許されず、廃棄物処理法第6条の二、地方自治法第2条14項にも違反する。これは被災地の復興予算を他に流用すると同様に、問題がある。

即刻契約を解除し、当該行為を止めることを求める。

以上書証を添え、住民監査請求を行う。

表1 宮城県(石巻ブロック)の鹿島JVとの業務委託契約の変更内容

1 処理量(県の業務対象量)		単位:万トン	
変更前		変更後	増減
木くず	115	4	-111
混合物(可燃・不燃)	431	223	-208
コンクリートくず	112	62	-50
アスファルトくず	19	1	-18
金属くず	8	6	-2
その他	—	14	14
小計	685	310	-375
津波堆積物	292	43	-249
合計	977	353	-624

表の出典：宮城県 HP より

表2 宮城県と石巻Bのがれき量の推移

単位万トン

	当初			見直し後		
	発生量	県受託量	広域化計画	発生量	県受託量	広域化計画
宮城県	1819, 4	1107	344	1200, 4	676	127
石巻B	石巻市	638, 3	581	—	445, 8	308
	東松島市	156, 8	84	—	83, 8	3
	女川町	51, 2	21	—	28, 6	1
計	846, 3	685	293	558, 2	312	73(*1)

(計は石巻Bの計)

表の出典

\*発生量(当初)：「災害廃棄物処理施設建設工事等を含む災害廃棄物処理業務(石巻地区)の概要(H23.9.16宮城県生活環境部)」

\*県受託、石巻B受託量(当初&見直し後)：「宮城県H24年5月21日記者発表資料」

\*発生量(見直し後)：「沿岸市町村の災害廃棄物処理の進捗状況(H24年5月21日)(環境省)」

\*広域化計画量(当初)：環廃対発第12031600号&別紙 (

\*広域化計画量(見直し後)：「災害廃棄物推進量の見直し及びこれを踏まえた広域処理の推進について(H24年5月21日)環境省リサイクル対策部

## 書証一欄

- 甲第 1 号証：東日本大震災に係わる災害廃棄物の処理工程表、環境省（H24.8.7）
- 甲第 2 号証：「がれき処理費用 自治体間で 10 倍の格差」NHK2012 年 9 月 9 日
- 甲第 3 号証：「災害廃棄物推進量の見直し及びこれを踏まえた広域処理の推進について」環境省リサイクル対策部（H24.5.21）
- 甲第 4 号証：「可燃性廃棄物（焼却）の広域処理の見通しについて」（H24.12 現在）宮城県発 2013 年 1 月 10 日記者発表
- 甲第 5 号証：埼玉県 HP 岩手県野田村からの終了（掲載日 2012 年 12 月 26 日更新）
- 甲第 6 号証：岩手県知事への質問書への回答（2012 年 1 月 25 日付）
- 甲第 7 号証：災害廃棄物処理業務委託契約書（岩手県&大阪府）
- 甲第 8 号証：廃棄物処理業務委託契約書（大阪府&大阪市）
- 甲第 9 号証：再々委託関連 業務委託契約書（A型）契約番号 大環境 第環 39027 号  
大阪市と今里衛生協同組合（平成 24 年 11 月 15 日）
- 甲第 10 号証：再々委託関連 契約変更承諾書 大阪市環境局あて、ショベル工業株式会社  
（平成 24 年 11 月 20 日）
- 甲第 11 号証：大阪：再々委託関連 仕様書「災害廃棄物等の焼却によって生じた焼却残渣  
処分 業務委託（概算契約）」
- 甲第 12 号証：岩手県より開示された広域処理必要量一覧表（拡大版）
- 甲第 13 号証：災害廃棄物推計量の精査をふまえた広域処理に関する調整について
- 甲第 14 号証：環境省と岩手県が発表した広域処理必要量の比較（1 号証と 2 号証を比較したもの）
- 甲第 15 号証：週刊ポスト「震災瓦礫受け入れ「表明して撤回」でも 178 億円」